

令和4年度着手
令和7年度計画変更

県営経営体育成基盤整備事業
事業計画変更概要書
(区画整理)

県名 岐阜県

地区名 跡津・西上田地区

変更後の跡津・西上田地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区は、区画整理による区画の拡大を図ることで生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積の加速化を図り、本地域の豊かで競争力ある農業の実現に向け事業を実施している。

令和4年度の事業開始後、整備区域に対する現地精査、実施設計、換地業務等が行われたほか、河川整備区域の計画確定により隣接工区における整備区域が見直しされた。これらによりの工法変更が必要となり事業費の増減が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増△減割合
地区面積	27.8ha	28.6ha	0.8ha	
受益面積	22.0ha	21.7ha	△ 0.3ha	△ 1.4%
主要工事計画				
区画整理	22.0ha	21.7ha	△ 0.3ha	△ 1.4%
事業費	498,000千円	771,000千円	273,000千円	54.8%
工事費	406,000千円	621,970千円	215,970千円	53.2%
自然増			119,806千円	
その他(差金等)			9,869千円	
事業量			0千円	
工法変更			86,295千円	
内コスト縮減			0千円	
測試・他	92,000千円	149,030千円	57,030千円	62.0%
自然増			18,199千円	
その他(差金等)			△ 2,837千円	
事業量			0千円	
工法変更			41,668千円	

(1) 事業量変更

1. 現地精査、換地作業、河川整備計画との調整により、事業区域、受益面積を変更する。

(2) 工法変更

1. 事業開始後に河川改修とほ場整備の施工区域界が定まった結果、ほ場整備の整地面積が増え増額となる。また、河川改修により堤防が高くなり、追加範囲の基盤嵩上げに、運土を併せて行うため増額となる。
2. 新設道路工の路床は、在来土により整備する計画としていた。しかし、現地精査の結果により現場発生土は、沿田土であり転圧・締固めが難しく路床置き換えが必要となり増額となる。
3. 詳細設計により排水路工系統の現地精査を行った結果、合流桝等の構造物を追加設置することにより増額となる。併せて、排水路工標高を精査した結果、土工に変更が生じ増額となる。

(3) 事業費変更

$$\text{事業費変動率} = (\text{事業費増減} - (\text{自然増} + \text{その他} + \text{コスト縮減})) / \text{変更前事業費} \\ = (273,000 - (138,005 + 7,032 + 0)) / 498,000 = 25.7\%$$

(4) 工期変更 令和4年度～(令和9年度)令和10年度

令和4年度 着手
令和7年度 計画変更

県営土地改良事業 計画概要書

経営体育成基盤整備事業

跡津・西上田地区

(区画整理)

第1章 目的

本地区は、岐阜県下呂市の中部に位置し、飛騨川流域の河岸段丘に形成された農業地帯であり、水稻を中心とし、一部で夏秋トマトの営農が展開されている。

地区内では、高齢化の進行により担い手への集約に対する気運が高まりつつあるものの、現況の水田区画は10a程度であり、大型機械導入の導入による効率的な営農の妨げとなっている。また、用排水路の老朽化も進行しており水管理や維持管理に労力を費やしている。

このため、本事業により区画整理による区画の拡大を図ることで生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積の加速化を図り、本地域の豊かで競争力ある農業の実現に資するものである。

第2章 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

地区名	所在	面積 (ha)
跡津・西上田	下呂市萩原町跡津・西上田地内	(27.8)28.6

※表中の面積は、現況計画平面図から図上計測した面積

(2) 土質および土壌

土質は、堆積岩(段丘堆積物、谷底平野・河川堆積物)で構成される。

土壌は、黒色土壌 粘土火山腐植型となる。

(3) 気象

平均気温は約13℃、平均降水量は約2,200mmである。本市の気候は、山間内陸性気候で、気温の日較差や年較差が大きく、年間降水量が比較的多いのが特徴である。

(4) 水利状況

飛騨川から取水する川西南部用水が地区内の幹線用水として利用されている。また、その他山地内溪流より取水し、地区内の農地を灌漑している。

(5) 営農状況

水稻を主体とした営農が行われている。今後は、担い手となる組織への集積を進め、担い手中心の地域営農体制の構築を目指している。また、一部にはトマトの施設栽培が行われている。

(6) 地域環境の概況

地区内の環境は、飛騨川の沿線に形成された水田と集落、さらにその上段に広がる山林により構成され、水と緑豊かな自然環境が存在する。

第3章 基本計画

(1) 事業面積

用途	現況 (ha)		計画 (ha)	
水田	(19.4)	21.5	(18.9)	19.2
畑	(3.6)	2.1	(3.1)	2.5
土地改良施設用地	(-)	-	(-)	-
道水路	(4.2)	4.3	(5.2)	6.2
非農用地	(0.6)	0.7	(0.6)	0.7
計	(27.8)	28.6	(27.8)	28.6

※表中の面積は現況計画平面図から図上計測した面積

(2) 土地利用計画

水稻を主体とする農地集約を図り、効率的な営農に適した土地区画へと改良する。

(3) 主要工事計画

区分	数量		単位	備考
整地工	(22.0)	21.7	ha	
道路工	(4,927)	5,813	m	幅員 4.0m
用水路工	(3,569)	3,658	m	ベンチフリューム
排水路工	(4,004)	4,187	m	U字溝

(4) 工期

令和4年度～令和(9)10年度

(5) 環境配慮等

- ・ 土工実施に伴う下流への土砂流出抑制のため、必要に応じ沈砂池等を設ける。
- ・ 生物の生息状況に応じて不施工区域への避難等を行い、生物の保護に努める。

第4章 工事又は管理の要領

1. 工事

本工事は県営事業で行い、一般競争入札等により請負施工で実施する。

2. 管理すべき施設

土地改良施設	数量	構造等	備考
道路工	(4,927)5,813m	B=4.0m(未舗装)	
用水路工	(3,569)3,658m	BF300～450等	
排水路工	(4,004)4,187m	UU300～(H1000*B1600) U形 F800*1100等	

3. 管理予定者

県営事業として施工し、造成された土地改良施設を下呂市に譲与する。

下呂市は、適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

本地区は、ほ場整備により高生産性ほ場を整備し、農業生産の低コスト化、耕地の汎用化、高生産性農業の展開を図り、担い手への作業受委託を推進するため、換地計画を樹立するものである。

2. 換地計画樹立の基本計画

(1) 従前地の地積の基準

換地区名	地積の基準
跡津工区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合には、その申出のあった地積とする。
西上田第1工区	
西上田第2工区	

(2) 農地集団化の方法

換地地区名	地域別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の 選択方法	一戸当 目標 団地数	区画畦畔 の扱い
跡津工区	地目別、作物別集 団化	換地は、各人の従前の土地が 最も密集した位置を中心に定 める。	田、畑おお むね1ない し2団地	移動畦畔
西上田第1工区				
西上田第2工区				

(3) 非農用地の換地方針

換地 工区	用途	非農用地区域の 位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者
跡津工区	宅地	おおむね従前どおり	(2,536) 2,699.51	特定用途 用地換地	従前 所有者
	原野	おおむね従前どおり	(1,457) 1,635	特定用途 用地換地	従前 所有者
	(非) 田	おおむね従前どおり	(-) 513	特定用途 用地換地	従前 所有者
	(非) 畑	おおむね従前どおり	(-) 411	特定用途 用地換地	従前 所有者
西上田 第1工区	雑種地	おおむね従前どおり	(966) 1,084	特定用途 用地換地	従前 所有者
	防火水槽	おおむね従前どおり	(21) 21	特定用途 用地換地	従前 所有者
	宅地	おおむね従前どおり	(872) 0	特定用途 用地換地	従前 所有者
	(非) 田	おおむね従前どおり	(-) 802	特定用途 用地換地	従前 所有者

※表中の面積は、登記簿面積

(4) 土地評価および清算の方法

- 1) 評価の方法 標準地比準方式
- 2) 清算の方法 増価額比例地積清算方式

3. 土地改良法第85条第5項において準用する同法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

単位：ha

用途 区分	機能交換に係る土地					一般 国有 地	合計
	国有地	県有地	市有地	その他	計		
道路	-	-	(2.2)2.3	-	(2.2)2.3	-	(2.2)2.3
水路	-	-	(1.7)1.7	-	(1.7)1.7	-	(1.7)1.7
水道用地	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	(3.9)4.0	-	(3.9)4.0	-	(3.9)4.0

※表中の面積は、登記簿面積（登記簿面積が無いものは公図から算出した面積）

4. 換地処分の特則

土地改良法第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 2 項但し書の規定により、換地計画に係る地域の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、全工事が完了する以前においても換地処分をすることが出来る。

第 6 章 費用の概算

区分 (区画整理)	工事費 (千円)
跡津・西上田	(498,000)771,000
工事雑費	(12,000)15,641
事務費	(26,000)36,328
総事業費	(586,000)822,969

第7章 効用

区分	年効果額 (千円)	年増加所得額 (千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(35,111)42,089	(24,142)26,569
農業の持続的発展に関する効果	—	—
農村振興に関する効果	(7,806)9,852	—
多面的機能の発揮に関する効果	—	—
その他効果(国産農産物安定供給効果)	(2,950)3,649	—
計	(45,867)55,590	(24,142)26,569

総費用(千円)	(725,011)1,165,735
総便益額(千円)	(879,760)1,216,728
総費用総便益比	(1.21)1.04
総所得償還率(%)	(24.0)29.3
増加所得償還率(%)	(14.4)20.3

第8章 換地区の設定

当地区は、事業施行期間として7年を予定しているため、工期に合わせて逐次計画的に換地処分を行うため、工期を基礎に土地所有状況、土地利用計画等を考慮して3つの換地区を設定する。

第9章 他の事業との関係

該当無し

第10章 計画概要図

別紙

県営土地改良事業 跡津・西上田地区における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費の負担区分の予定

	ほ場整備 事業費(千円)	事務費(千円) (工事雑費含む)	計(千円)
国庫負担	55% ----- (273,900) 424,050	- ----- (-) -	----- (273,900) 424,050
県費負担	27.5% ----- (136,950) 212,025	100% ----- (38,000) 51,969	----- (174,950) 263,994
市負担	7.5% ----- (37,350) 57,825	- ----- (-) -	----- (37,350) 57,825
地元負担	10% ----- (49,800) 77,100	- ----- (-) -	----- (49,800) 77,100
計	100% ----- (498,000) 771,000	100% ----- (38,000) 51,969	----- (536,000) 822,969

2. 土地改良法第 91 条第 6 項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の下呂市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和 33 年岐阜県条例第 4 号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3. 土地改良法第 91 条第 2 項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の下呂市は、法第 91 条第 2 項の規定により、岐阜県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4. 地元負担の予定基準

下呂市は、法第 3 条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第 91 条第 3 項の規定により、地元分担金に相当する金額の分担金を下呂市土地改良事業負担金等徴収条例(平成 16 年下呂市条例第 64 号)に従い徴収する。

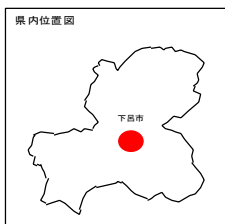
5. 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき土地改良法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

県営経営体育成基盤整備事業

中山間地域型

跡津・西上田 地区 概要図



変更前

西上田第2工区

西上田第1工区

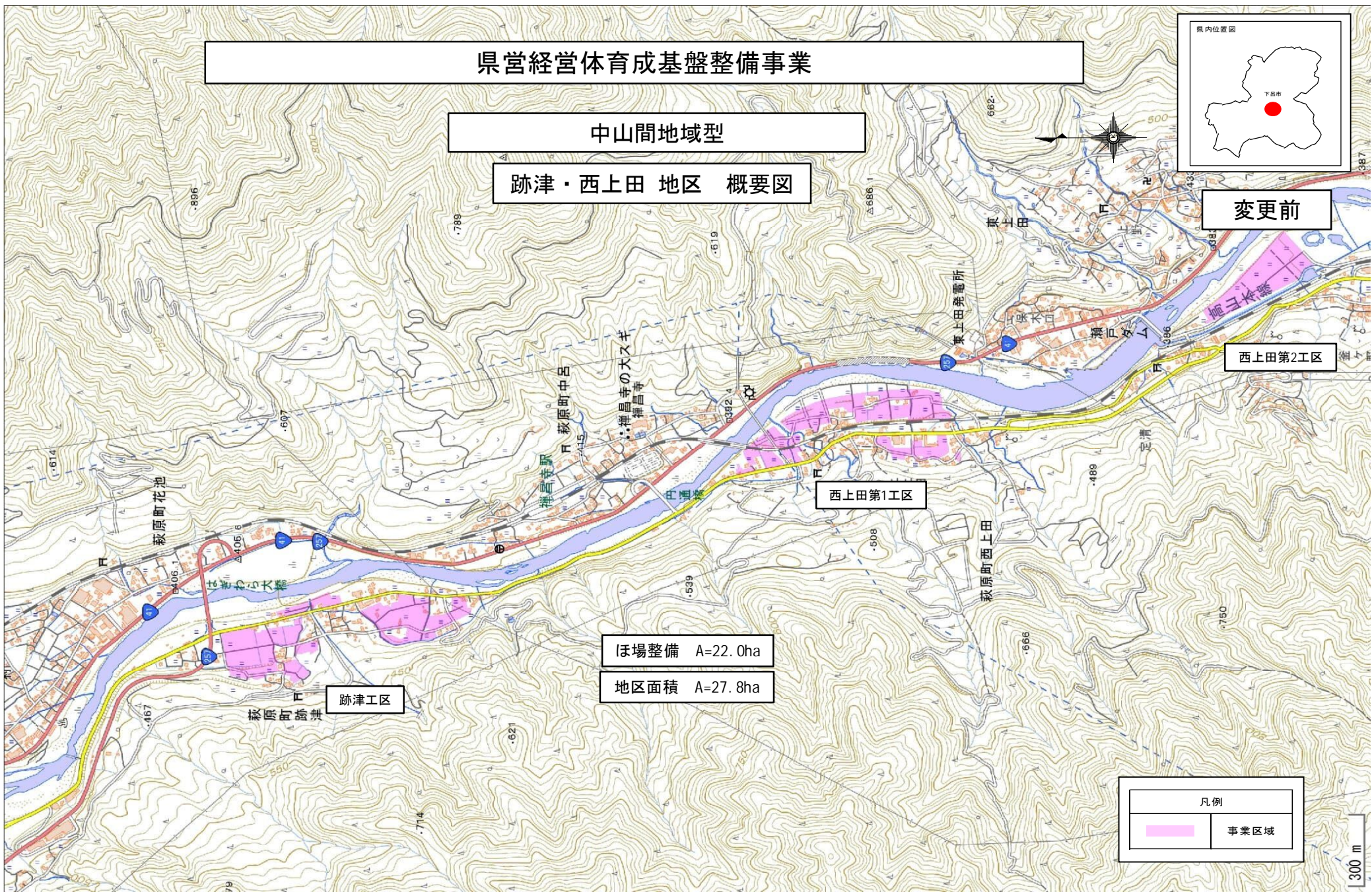
ほ場整備 A=22.0ha

地区面積 A=27.8ha

跡津工区

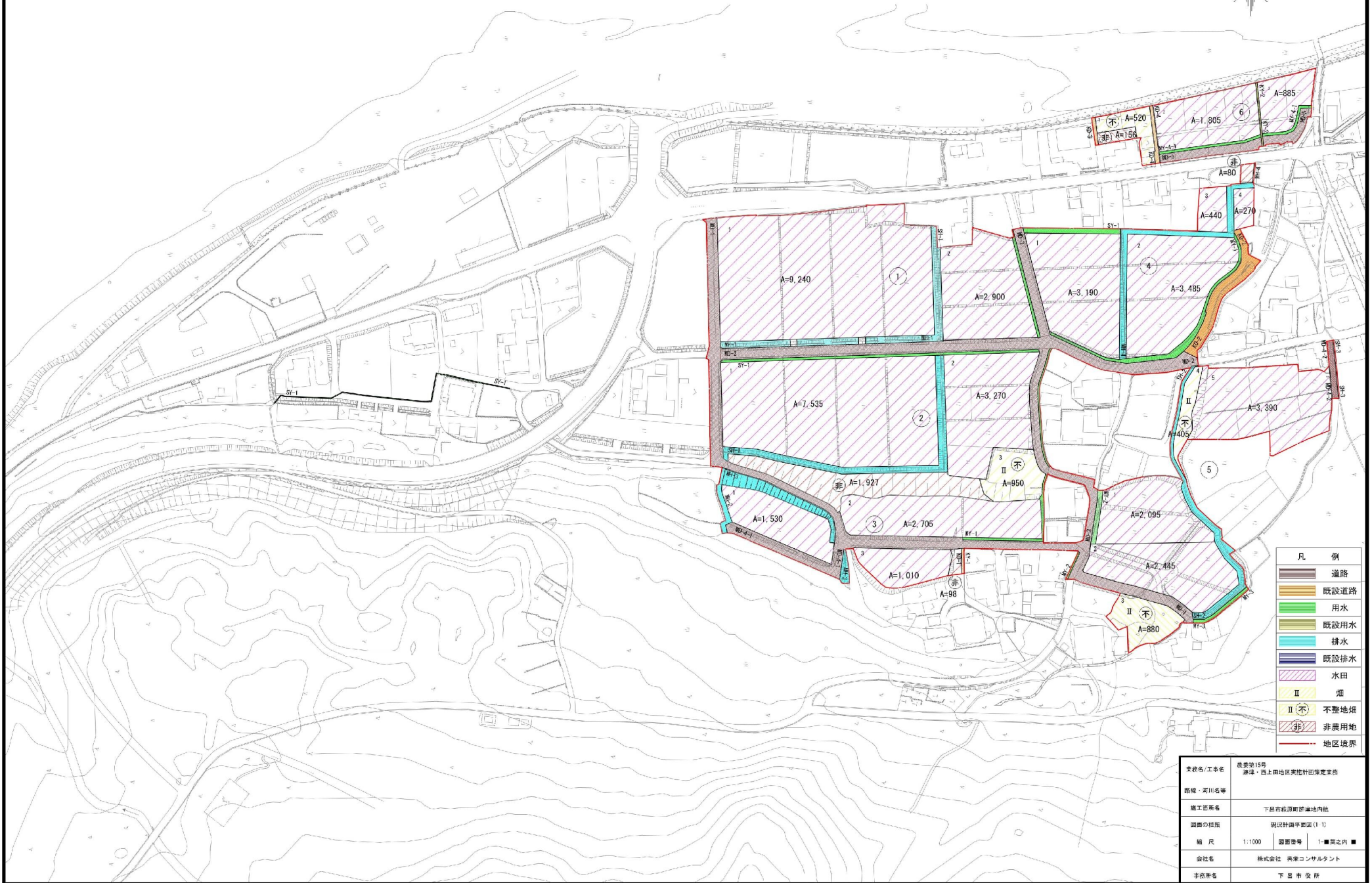
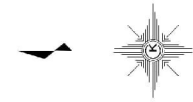
凡例	
	事業区域

300 m



跡津・西上田地区 跡津工区 現況計画平面図 (1-1)

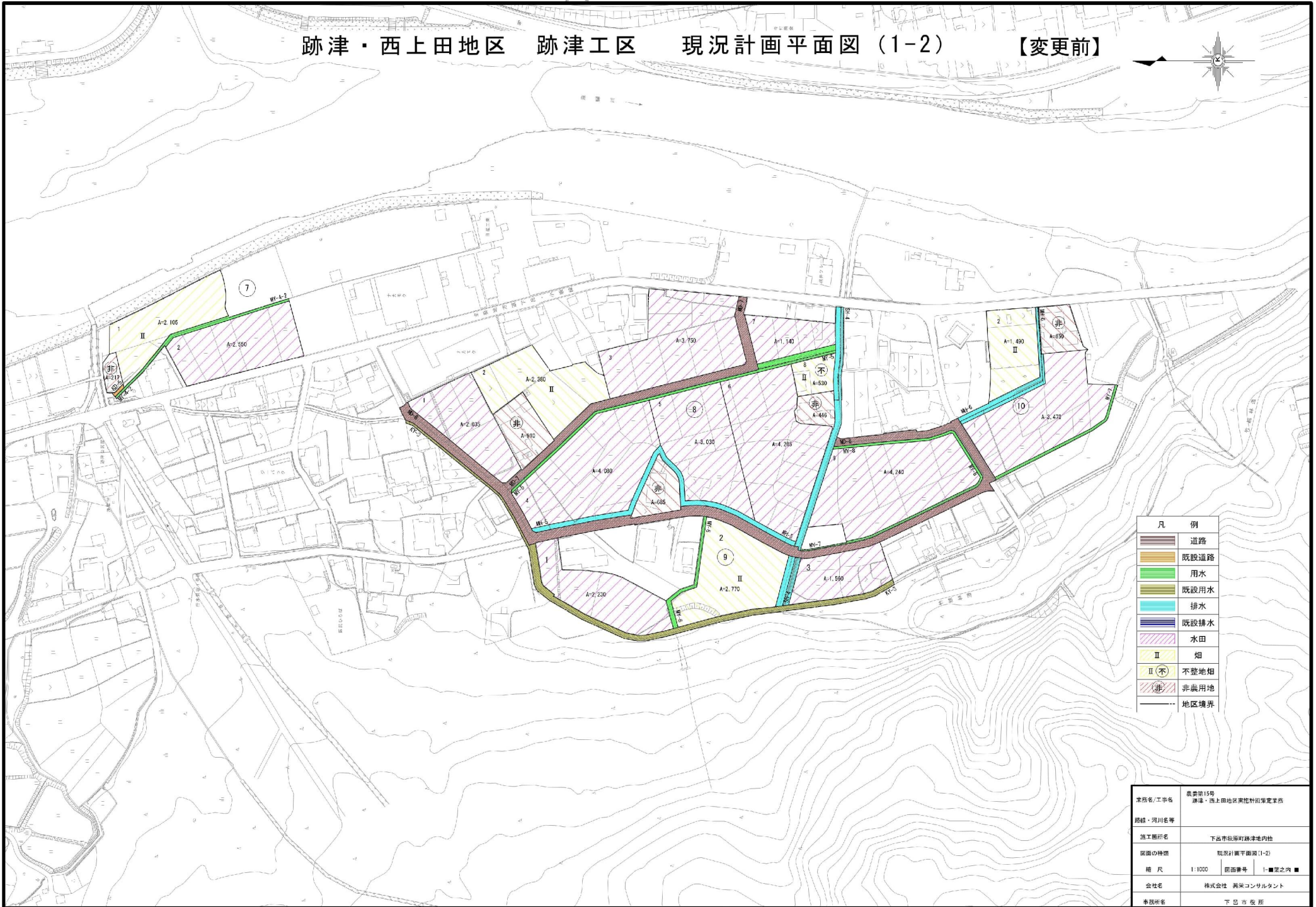
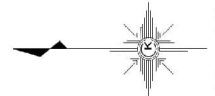
【変更前】



凡 例	
	道路
	既設道路
	用水
	既設用水
	排水
	既設排水
	水田
	畑
	不整地畑
	非農用地
	地区境界

変更名/工事名	農業第15号 跡津・西上田地区農地計画変更案
路線・河川名等	
施工箇所名	下田市農地計画編内他
図面の種類	現況計画平面図(1-1)
縮 尺	1:1000 図面番号 1-■農地内■
会社名	株式会社 農家コンサルタント
非図番号	下 田 市 変 換

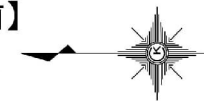
跡津・西上田地区 跡津工区 現況計画平面図 (1-2) 【変更前】



凡 例	
	道路
	既設道路
	用水
	既設用水
	排水
	既設排水
	水田
	畑
	不整地畑
	非農用地
	地区境界

業務名/工号名	農委第15号 跡津・西上田地区農地計画策定業務
路線・河川名等	
施工箇所名	下田市原町跡津地内他
図面の種類	現況計画平面図(1-2)
縮 尺	1:1000
図面番号	1-■変之内■
会社名	株式会社 美栄コンサルタント
事務所	下 邑 市 役 所

跡津・西上田地区 西上田第1工区 現況計画平面図 (2-2) 【変更前】

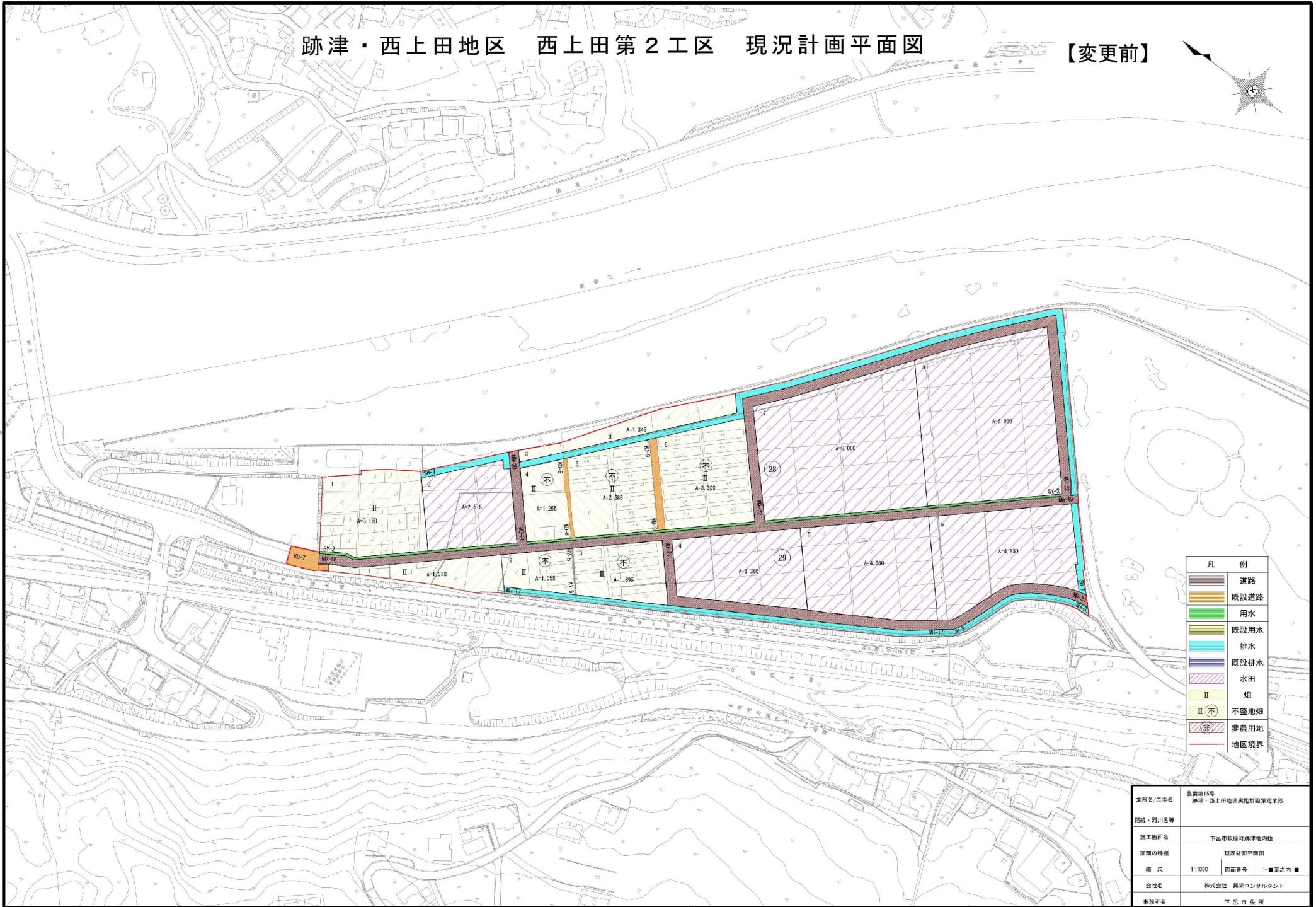
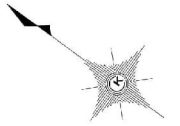


凡 例	
	道路
	既設道路
	用水
	既設用水
	排水
	既設排水
	水田
	畑
	不整地畑
	非農用地
	地区境界

業務名/工事名	農委第15号 跡津・西上田地区農地計画策定業務
路線・河川名等	
施工箇所名	下呂市飯沼町跡津地内池
図面の種類	現況計画平面図(2-2)
縮 尺	1:1000
図面番号	1-■変更之前
会社名	株式会社 美栄コンサルタント
事務所	下呂市役所

跡津・西上田地区 西上田第2工区 現況計画平面図

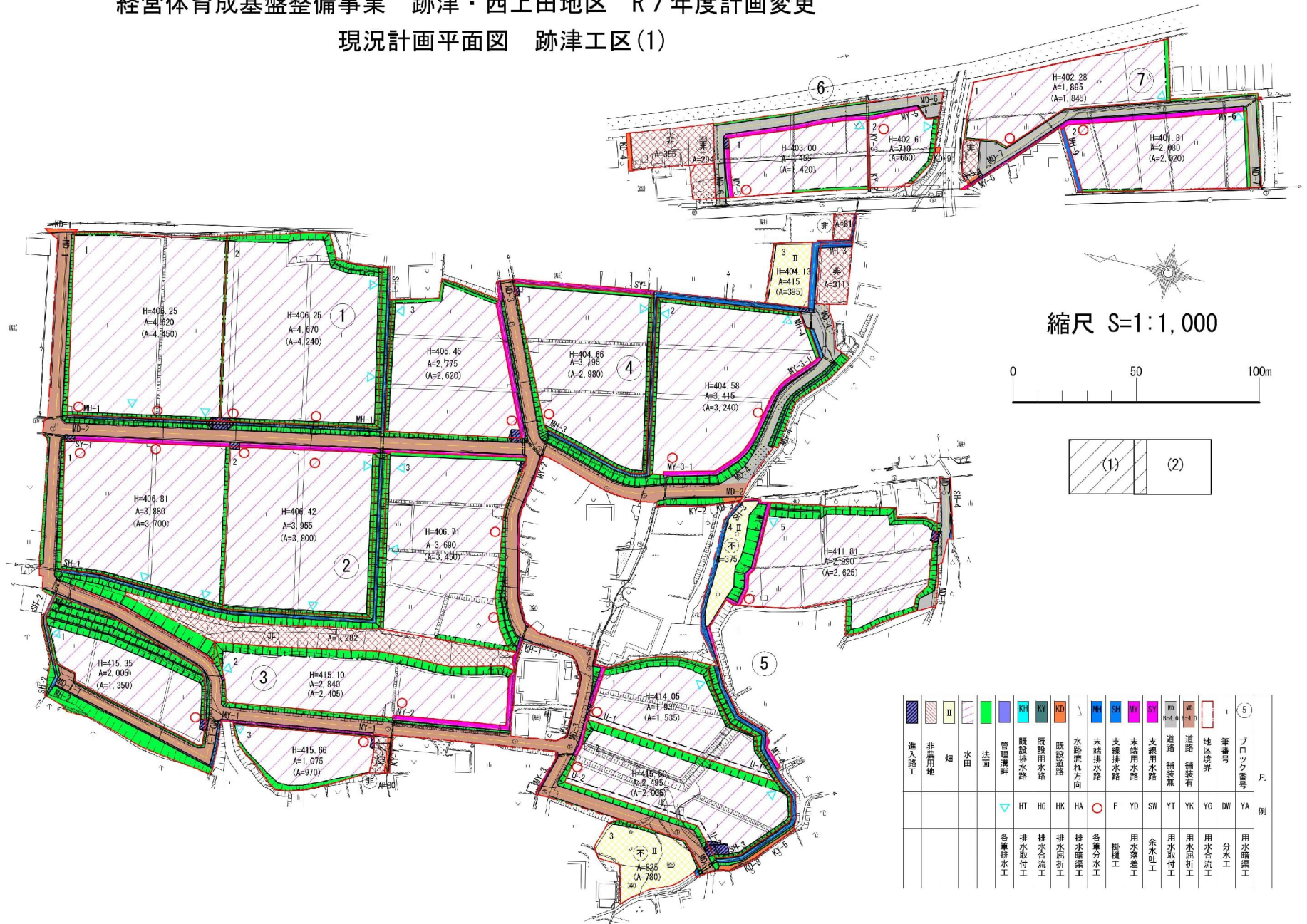
【変更前】



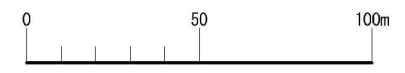
凡 例	
	道路
	既設道路
	用水
	既設用水
	排水
	既設排水
	水田
	畑
	不整地畑
	非農用地
	地区境界

業務名/工号名	農委第15号 跡津・西上田地区農地計画決定業務
路線・河川名等	
施工箇所名	下田市松原町跡津地内他
原図の神領	現況計画平面図
縮尺	1:1000 図面番号 1-■定之内 ■
会社名	株式会社 美栄コンサルタント
事務所名	下田市役所

経営体育成基盤整備事業 跡津・西上田地区 R7年度計画変更
 現況計画平面図 跡津工区(1)

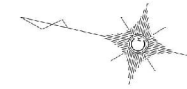


縮尺 S=1:1,000

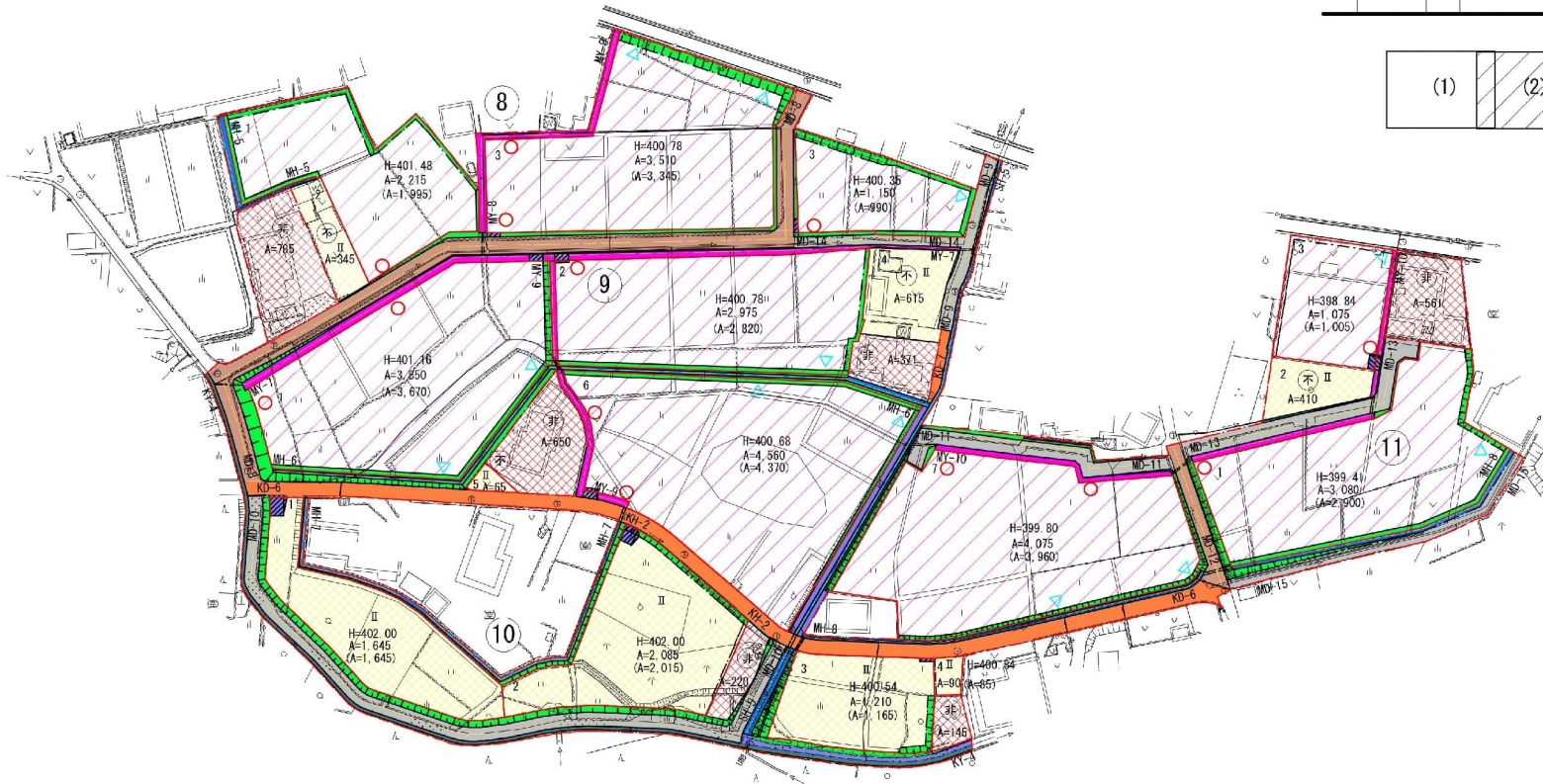
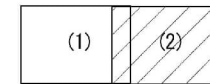
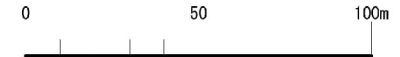


凡例	1	2	3	4	5
ブロック番号	1	2	3	4	5
筆番号	YA	DW	YG	YK	YH
地区境界	YH	YK	YG	YH	YH
道路 舗装有	YH	YK	YG	YH	YH
道路 舗装無	YH	YK	YG	YH	YH
支線用水路	YH	YK	YG	YH	YH
支線排水路	YH	YK	YG	YH	YH
末端排水路	YH	YK	YG	YH	YH
水路清孔方向	YH	YK	YG	YH	YH
既設水路	YH	YK	YG	YH	YH
既設排水路	YH	YK	YG	YH	YH
管理溝	YH	YK	YG	YH	YH
水田	YH	YK	YG	YH	YH
畑	YH	YK	YG	YH	YH
非農用地	YH	YK	YG	YH	YH
進入路工	YH	YK	YG	YH	YH

経営体育成基盤整備事業 跡津・西上田地区 R7年度計画変更
現況計画平面図 跡津工区(2)



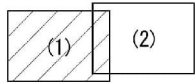
縮尺 S=1:1,000



凡例	5	1	道路 舗装有	道路 舗装無	支線用水路	支線排水路	末端用水路	末端排水路	水舎流れ方向	既設排水路	既設排水路	管理溝	法面	水田	畑	非農用地	進入路工	用水暗渠工	分水工	用水合流工	用水屈折工	用水取付工	余水吐工	用水落差工	掛樋工	各種分水工	排水踏巻工	排水屈折工	排水合流工	排水取付工	各集排水工	
例	ブロック番号	番番号	地区境界	道路 舗装有	道路 舗装無	支線用水路	支線排水路	末端用水路	末端排水路	水舎流れ方向	既設排水路	既設排水路	管理溝	法面	水田	畑	非農用地	進入路工	用水暗渠工	分水工	用水合流工	用水屈折工	用水取付工	余水吐工	用水落差工	掛樋工	各種分水工	排水踏巻工	排水屈折工	排水合流工	排水取付工	各集排水工

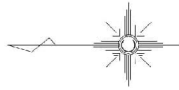
経営体育成基盤整備事業 跡津・西上田地区 R7年度計画変更

現況平面図 西上田第1工区(1)

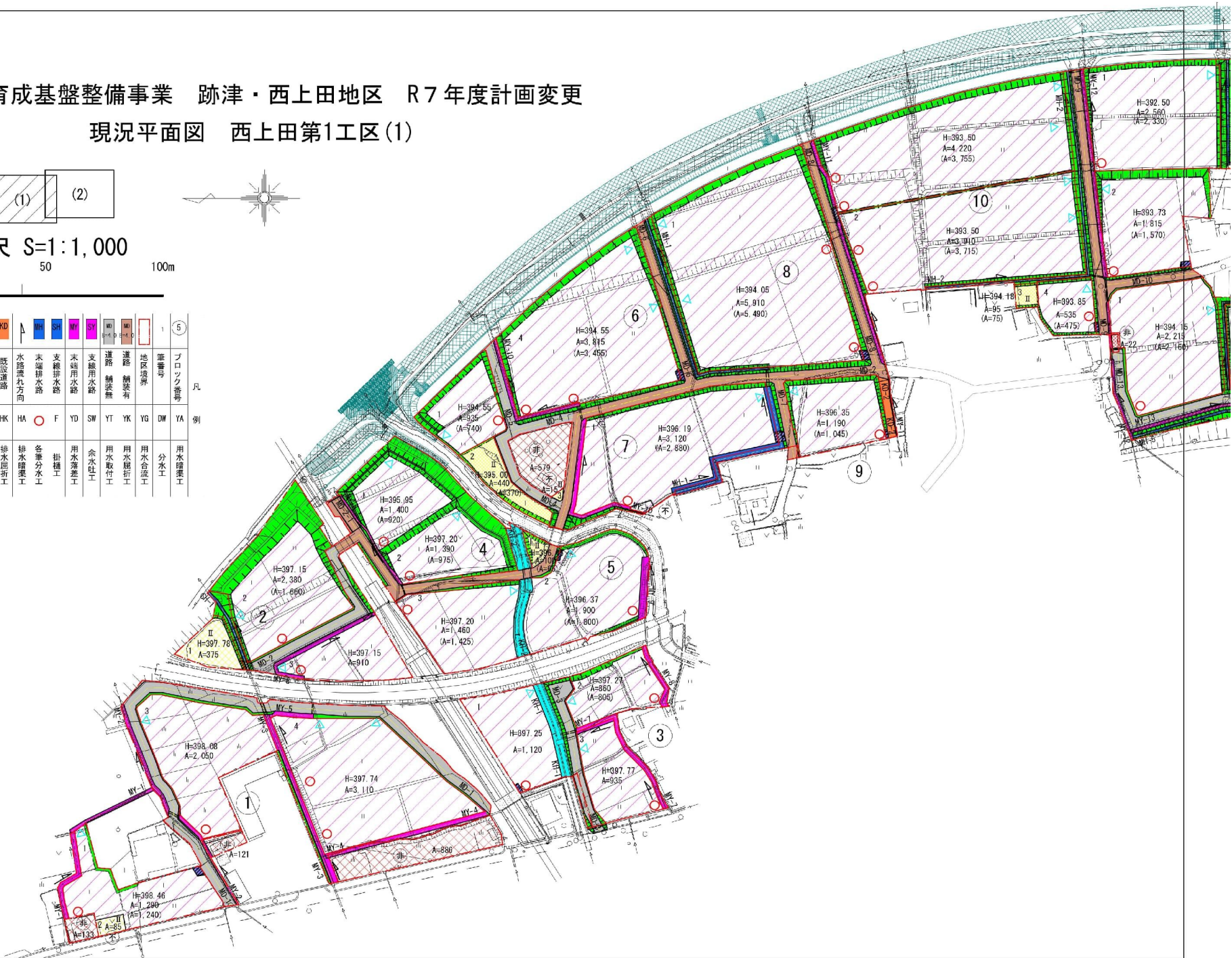


縮尺 S=1:1,000

0 50 100m

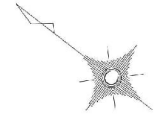


凡	5	1	5
進入路工	非農用地	畑	水田
			法面
			既設排水路
			既設道路
			水路流れ方向
			支線排水路
			末端排水路
			支線用水路
			道路 舗装有
			道路 舗装無
			地区境界
			番番号
			プロット番号
			凡
			例
			用水路渠工
			分水工
			用水合流工
			用水屈折工
			排水取付工
			排水合流工
			排水屈折工
			各筆排水工
			用水吐工
			用水差込工
			掛樋工
			各筆分水工
			排水暗渠工
			水路流れ方向
			既設道路
			既設排水路
			法面
			水田
			畑
			非農用地
			進入路工

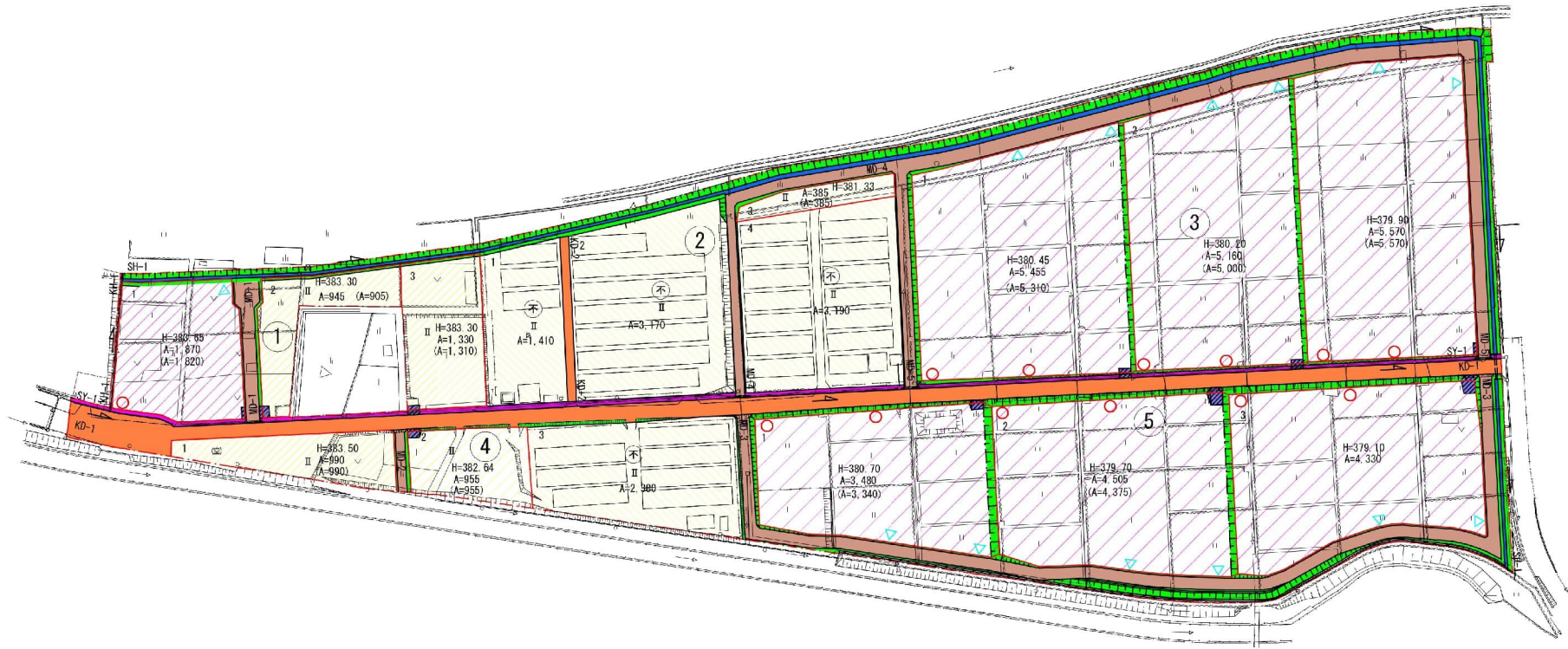


経営体育成基盤整備事業 跡津・西上田地区 R7年度計画変更

現況計画平面図 西上田第2工区



0 50 100m



	HK	HA	○	SW	YT	YA			II		KH	KD		SH	MY	SY			1	3	凡	
各集排水工	排水粗行工	排水暗渠工	各集分水工	余水吐工	用水取付工	用水暗渠工	進入路工	非農用地	畑	水田	法面	既設排水路	既設道路	水路流れ方向	未舗排水路	支線排水路	未舗排水路	道路舗装無	地区境界	番号	ブロック番号	例